

○都城市中小企業利子補給制度要綱

(趣旨)

第1条 市は、中小企業の経営の安定と健全な育成を図るため、市内の中小企業者及び小規模企業者に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において中小企業者とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものを、小規模企業者とは、同法同条第3項に規定するものを、組合とは、同法同条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに規定するものをいう。

(利子補給金の種類及び利子補給条件)

第3条 この要綱に基づく利子補給金（以下「利子補給金」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 店舗近代化資金利子補給金
- (2) 商店街活性化資金利子補給金
- (3) 公害防止施設資金利子補給金
- (4) みやざき再生支援特別貸付利子補給金

2 利子補給金の種類ごとの補給対象、対象資金、対象額、資金使途、補給限度額、補給率（額）及び補給期間については、別表第1のとおりとする。

(補給対象者)

第4条 この要綱により、利子補給金を受けることができる者は、市内に住所及び事業所を有し、かつ、納期の到来している市税（国民健康保険税を含む。）を完納している中小企業者、小規模企業者及び組合とする。

(交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、毎年1月末日までに、補助金等交付申請書（様式第1号又は様式第1号の2）に、別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付方法)

第6条 利子補給金は、毎年1月1日から12月31日までの期間（融資を受けた初年度は、融資日から12月31日までの期間）における約定に基づいた償還実績（遅延損害金を除く。）に応じた額とし、精算払の方法により交付する。ただし、前年11月から12月までの期間又は一括償還時における融資日から前年12月までの期間における償還実績（遅延損害金を除く。）に応じた額を精算払の方法により交付することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前日までに、合併前の都城市中小企業店舗近代化資金利子補給金交付要綱（昭和61年都城市告示第22号）、都城市地場産業育成資金利子補給金交付要綱（昭和60年都城市告示第19号）、都城市商店街活性化資金利子補給金交付要綱（平成4年都城市告示第35号）、都城市公害防止施設資金利子補給金交付要綱（平成5年都城市告示第53号）、都城市緊急経営安定化対策資金利子補給金交付要綱（平成10年度都城市告示第137号）及び都城市牛海綿状脳症(BSE)緊急対策利子補給金交付要綱（平成13年度都城市告示第121号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年5月30日改正）

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則（平成18年9月27日改正）

この要綱は、平成18年9月27日から施行し、改正後の都城市中小企業利子補給制度要綱の規定は、平成18年8月22日から適用する。

附 則（平成19年12月3日改正）

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日改正）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日改正）

この要綱は、平成21年6月26日から施行し、改正後の都城市中小企業利子補給制度要綱の規定は、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平成22年3月5日改正）

この要綱は、平成22年3月5日から施行し、改正後の都城市中小企業利子補給制度要綱の規定は、平成22年1月1日から適用する。

附 則（平成23年5月31日改正）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、都城市中小企業特別融資制度及び中小企業特別融資保証料補助金交付要綱（平成17年度都城市告示第158号）及び都城市小口零細企業融資制度及び小口零細企業融資保証料補助金交付要綱（平成19年度都城市告示第154号）の規定に基づき協会の保証が付された融資の利子補給率については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月20日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の都城市中小企業利子補給制度要綱に基づき、利子補給金の交付の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月18日改正）

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

附 則（令和2年3月13日改正）

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

附 則（令和2年12月1日改正）

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年12月21日改正）

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則（令和3年1月26日改正）

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

附 則（令和4年7月1日改正）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年10月26日改正）

この要綱は、令和4年10月26日から施行し、改正後の都城市中小企業利子補給制度要綱の規定は、令和4年10月21日から適用する。

附 則（令和7年4月22日改正）

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

附 則（令和8年4月21日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条、第5条関係）

店舗近代化 資金利子補 給金	補給対象	1 別表第2に掲げる事業者 2 店舗面積500平方メートル以下（旅館・ホテル業を除く。）
	対象資金	1 宮崎県中小企業融資制度資金 2 都城市中小企業特別融資制度資金及び都城市小口零細企業融資制度資金 3 株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経融資） 4 株式会社日本政策金融公庫生活衛生貸付
	対象額	100万円以上1,500万円以下

	資金使途	設備資金（車輛・土地取得資金を除く）。ただし、設備資金は、市内に整備する設備に要する費用に限る。
	補給限度額	—
	補給率（額）	<p>年3パーセント（融資利率が年3パーセントを下回るときは、その率）。</p> <p>ただし、都城市中小企業特別融資制度資金及び都城市小口零細企業融資制度については年2.25パーセント（融資利率が年2.25パーセントを下回るときは、その率とし、かつ、平成11年4月1日から平成17年3月31日までに融資を受けた者は年1.25パーセント）とし、株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経融資）については年1.8パーセント（融資利率が年1.8パーセントを下回るときは、その率）とする。</p>
	補給期間	融資実行日から3年間
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 融資証明・融資残高証明書（様式第2号）又はそれに類する取扱金融機関が発行する証明等 2 設備設置完了届（様式第3号） 3 設備資金の融資対象に係る契約書・見積書等及び領収書等並びに完成写真 4 市税の滞納のない証明書（市長が行う市税の納税調査に申請者が同意する場合は省略可）
商店街活性化資金利子補給金	補給対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 別表第3に掲げる事業者 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第4項に規定する営業に該当しないこと。 3 利子補給の対象となる事業実施の場所が都城市まちなか活性化プラン（平成23年2月策定）で定めた中心市街地活性化区域にあること。 4 中小企業者以外による出資の額の合計額が、資本の

		額又は出資の総額の2分の1未満であること。
対象資金		<ol style="list-style-type: none"> 1 株式会社日本政策金融公庫の制度資金 2 日本政策投資銀行の制度資金 3 宮崎県中小企業融資制度資金
対象額		1,000万円以上の事業に要する借入額。ただし、宿泊業者にあつては、1億円以上の事業（土地取得を除く。）に要する借入額
資金使途		<p>設備資金（車輛・土地取得資金を除く）。ただし、設備資金は、市内に整備する設備に要する費用に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集客力の向上に資する店舗等の新設、改装、増設又は移設に要する資金 2 事務合理化又は販売促進のための業務用事務機器の設置に要する資金 3 省力化、効率化等生産性の向上を図るための機械の設置に要する資金 4 その他市長が適当と認める事業に要する資金
補給限度額		1回の設備設置につき1,000万円以内
補給率（額）		払込済利息額の100分の60（1,000円未満の端数は切り捨てる。）
補給期間		融資実行日から3年間
添付書類		<ol style="list-style-type: none"> 1 融資証明・融資残高証明書（様式第2号）又はそれに類する取扱金融機関が発行する証明等 2 設備設置完了届（様式第3号） 3 設備資金の融資対象に係る契約書・見積書等及び領収書等並びに完成写真 4 市税の滞納のない証明書（市長が行う市税の納税調査に申請者が同意する場合は省略可）
公害防止施	補給対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 公害の発生源及び発生する恐れのある事業所が市

設資金利子 補給金		内にあること。 2 産業廃棄物処理業者でないこと。
	対象資金	1 株式会社日本政策金融公庫の公害防止に係る資金 2 宮崎県中小企業融資制度の公害防止に係る貸付
	対象額	—
	資金使途	設備資金（車輛・土地取得資金を除く）。ただし、設備資金は、市内に整備する設備に要する費用に限る。
	補給限度額	1回の設備設置につき300万円以内
	補給率（額）	払込済利息額
	補給期間	融資実行日から5年間
	添付書類	1 融資証明・融資残高証明書（様式第2号）又はそれに類する取扱金融機関が発行する証明等 2 設備設置完了届（様式第3号） 3 設備資金の融資対象に係る契約書及び領収書並びに完成写真 4 市税の滞納のない証明書（市長が行う市税の納税調査に申請者が同意する場合は省略可）
みやざき再生支援特別 貸付利子補 給金	補給対象	宮崎県中小企業融資制度「みやざき再生支援特別貸付」の融資を受けた者
	対象資金	宮崎県中小企業融資制度「みやざき再生支援特別貸付」
	対象額	—
	資金使途	運転資金、設備資金
	補給限度額	—
	補給率（額）	宮崎県中小企業融資制度「みやざき再生支援特別貸付」の償還期間に応じて規定された融資利率（年0.8～1.5パーセント）
	補給期間	融資実行日から3年間
添付書類	1 融資証明・融資残高証明書（様式第2号）又はそれ	

		に類する取扱金融機関が発行する証明等 2 市税の滞納のない証明書（市長が行う市税の納税調査に申請者が同意する場合は省略可）
--	--	--

別表第2（別表第1関係）

中分類番号	小分類番号	業種名
56		各種商品小売業
57		織物・衣服・身の回り品小売業
58		飲食料品小売業
59		機械器具小売業
60		その他の小売業
61		無店舗小売業
74	746	写真業
75	751	旅館・ホテル（風俗関連営業を除く。）
76		飲食店（細分類番号7622及び小分類番号766を除く。）
78		普通洗濯業（コインランドリー業を除く。） 理容業、美容業、浴場業（風俗関連営業を除く。）

別表第3（別表第1関係）

中分類番号	小分類番号	業種名
56		その他の各種商品小売業
57		織物・衣服・身の回り品小売業
58		飲食料品小売業
59		機械器具小売業
60		その他の小売業（燃料小売業を除く。）

61		無店舗小売業
69	693	駐車場業
70		物品賃貸業
74	746	写真業
75	751	旅館・ホテル（風俗関連営業を除く。）
76		飲食店（細分類番号7622及び小分類番号766を除く。）
78		普通洗濯業（コインランドリー業を除く。） 理容業、美容業、浴場業（風俗関連営業を除く。）
80	801	映画館

備考 日本標準産業分類による。

都城市長 宛て

補助金等交付申請書

郵便番号

住所

〔個人:居住地
法人:会社の所在地〕

〔商号又は名称
法人のみ記載〕

フリガナ

代表者名

担当者名

〔法人のみ記載〕

（署名又は記名）

電話番号

補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する事項及び補助金等の交付条件に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助事業等の名称 都城市中小企業利子補給制度
- 2 交付を受けようとする補助金等の額 円
- 3 補助事業等の目的及び内容
- 4 添付書類 (1) 融資証明・融資残高証明書（様式第2号）
(2) 滞納のない証明（市税）
(3) 登記事項証明書の写し（法人のみ）
(4) 市長が特に必要と認める書類

暴力団排除及び補助金等の交付条件に関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
 - (2) 条例に基づき、市が暴力団を利用することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
 - (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
 - (4) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
 - (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。
- 上記(1)から(5)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

氏名

（署名又は記名）

（法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名）

様式第1号の2（市税の納税状況調査を実施する場合。第5条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

補助金等交付申請書

郵便番号

住所

〔個人:居住地
法人:会社の所在地〕

商号又は名称
〔法人のみ記載〕

フリガナ

代表者名

担当者名

〔法人のみ記載〕

（署名又は記名）

電話番号

補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する事項、補助金等の交付条件及び市税の納税状況調査に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助事業等の名称 都城市中小企業利子補給制度
- 2 交付を受けようとする補助金等の額 円
- 3 補助事業等の目的及び内容
- 4 添付書類 (1) 融資証明・融資残高証明書（様式第2号）
(2) 登記事項証明書の写し（法人のみ）
(3) 市長が特に必要と認める書類

暴力団排除及び補助金等の交付条件に

関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
- (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。

上記(1)から(5)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

フリガナ
氏 名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※法人等が申請する場合は、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記載してください。生年月日の記載は不要です。

※氏名欄は、署名又は記名してください。

令和 年 月 日

都城市長 あて

住 所

氏 名

設 備 設 置 完 了 届

都城市中小企業利子補給制度要綱に規定する _____ 利子補給金の対象資金の設備設置は、下記のとおり完了しました。

記

1 設備の名称

2 設備の要した経費 円

3 設置場所

4 着工年月日 年 月 日

5 完了年月日 年 月 日

6 現場写真（別添）